

平成25年2月

お客様各位

山形第一信用組合

中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定取得について

当組合は、平成24年12月21日付で、東北財務局長および東北経済産業局長より、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」として認定を受けました。

中小企業経営力強化支援法については、金融・税務および企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を国が支援機関として認定し、中小企業の多様化・複雑化する経営課題に対応するため、中小企業の財務内容や経営状況の分析、事業計画の策定支援、実行支援等の支援を行なうために創設されたものであります。

当組合はこれまでも専門家等の外部機関と連携し、地域の中小企業のお客様の経営支援活動に取り組んでいるところでありますが、今後は「経営革新等支援機関」として、中小企業のお客様からのご相談により積極的な対応を行ない、きめ細かなコンサルティング機能の発揮に取り組んで参ります。

以 上